

「景観の時系列的研究」研究会報告

2006年5月10日 於COE共同研究室

写真、絵画資料の著作権について 出版の現場から

平凡社で長い間グラフィックな雑誌、書籍の編集にたずさわっておられる久田肇さんをお招きして、編集サイドの立場から写真や絵画資料の著作権の問題について語っていただきました。

まず、ご自身が関わってこられた刊行物について大まかに話していただき、さらにそれに関わるなかでの、著作権、肖像権などにかかわる、さまざまなトラブルとその解決状況についての内容へと移りました。この研究会の概要は、いずれどこかでご紹介できると思いますので、感想を二、三述べて報告にかえたいと思います。

日本常民文化研究所所蔵のいわゆる「澁澤写真」の一般公開計画を視野に入れて、私たちは現在COEの作業を進めていますが、こうした研究会を持った理由のひとつに、「澁澤写真」自体には、実はネガが紛失していてプリント版しか残っていない、それを接写してネガを作り整理をすすめていること。また、これらの写真は澁澤敬三がなんらかのサポートをして撮影させてはいるものの、おそらくそのサポートのあり方もまちまちであり、現在ではその状況の正確な追跡調査も困難であり、その公開の際、常民研がどこまでの権利を持っているのか、明確に把握しておく必要があります。研究資料として一般公開をすすめていても、たとえばある日ネガの所有者があらわれ、本来の所有者としての権利を主張された場合のことも想定しておかねばならず、そうした場合の法規的なレベルと、出版・編集現場のレベルとにおけるルール

やわきまで現状を確認しておきたいと思いました。

「澁澤写真」については基本的には一般公開にむけての諸作業をすすめていいようですが、写真の著作権において、その法的な保護期間はすぎてもネガを所持していないということは立場の弱さであり、これはやはりわきまえておかねばならないようです。

また、この四十年ほどの間に、写真画像諸資料の所有権、著作権などは、きわめて精微に整備、認定されており、現在COEで国際版のバージョン作成がすすめられている『日本常民生活絵引』自体、もし現在、あのような刊行物が前例としてなく、白紙の状態からプランニングしようとした場合、法規的および現実的にクリアしなければならない手続きはとても往時の比ではなく、実際の刊行は不可能に近いのではないと思われるほどの状況であることも認識させられました。あの時代に、澁澤敬三という人物がバックアップしたからこそ実現した企画であって、これは「絵引」のアイデア云々の次元とは別に、事務手続きに限定してみても、ある時代性、社会性を前提とした表現物だったようです。

また、「ネットでの発信などが進んでいくと、どんなトラブルが生じていくのか予測がつかない」との久田さんの言葉は印象的でした。

香月洋一郎

[なお、久田肇氏は5月31日に平凡社を退職されました。]



久田肇氏を囲んで